

8 目黒区における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領

目黒区では障害者差別解消法第十条の規定により職員の対応要領を定めています。

第1 目的(抜粋)

この要領(以下「対応要領」という。)は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第10条第1項の規定に基づき、区が事務又は事業を行うに当たり、目黒区職員(非常勤職員及び臨時職員を含む。)及び区立学校の県費負担教職員(非常勤教職員及び臨時的任用教員を含む。)(以下「職員」という。)が適切に対応するために必要な事項を定めるものとする。

第4 合理的配慮の提供

職員は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮(以下「合理的配慮」という。)の提供をしなければならない。

この対応要領の中の「目黒区における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領に係る留意事項」にも、合理的配慮の基本的な考え方が示されています。

第4 合理的配慮の基本的な考え方

1 (中略)合理的配慮は、区の事務又は事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること、障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること並びに事務又は事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことに留意する必要がある。

2 合理的配慮は、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個性の高いものであり、当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、「第5 過重な負担の基本的な考え方」に掲げる要素を考慮し、代替措置の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応がなされるものである。さらに、合理的配慮の内容は、技術の進展、社会情勢の変化等に応じて変わり得るものである。(後略)

3 意思の表明に当たっては、具体的場面において、社会的障壁の除去に関する配慮を必要としている状況にあることを言語(手話を含む。)のほか、点字、拡大文字、筆談、実物の提示や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達など、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段(通訳を介するものを含む。)により伝えられる。

また、障害者からの意思表明のみでなく、知的障害や精神障害(発達障害を含む。)等により本人の意思表明が困難な場合には、障害者の家族、介助者、コミュニケーションを支援する者等が本人を補佐して行う意思の表明も含む。(後略)



目黒区においても「対応要領」を定め、これを区民に公表しています。
目黒区立学校・園の教職員は、これに沿って合理的配慮の提供を適切に行う必要があります。

9 目黒区立学校・園における合理的配慮の提供事例

事例1 特別支援教育支援員の活用について

本人の困難さ



- 授業の進み方が速くて分からない。
- 今何をやればいいのか、次に何をやるのか分からない。
- 誰か先生の言っていることを1つずつ説明してほしい。

保護者から学級担任への相談



- 高学年になり、授業の進みが速くなってきています。先生の説明や指示が理解できず、授業に参加できていません。授業に参加できるように個別に指示や説明をしてくれる支援員の配置をお願いできますか。

合理的配慮の提供



- 教育委員会が配置する支援員の支援内容について校内委員会等で検討しました。
- 個別指導計画に基づいて担任と支援員が連携して支援にあたることで、児童・生徒が見通しをもって授業に参加できるようになりました。

事例2 交流及び共同学習に関する児童・生徒の状況に応じた個別の参加について

本人の得意なこと



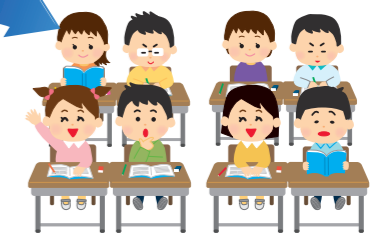
- 特別支援学級で勉強していますが、算数はすごく得意で、大好き。
- 通常の学級でたくさんの友達と一緒に勉強したい。

保護者から学級担任への相談



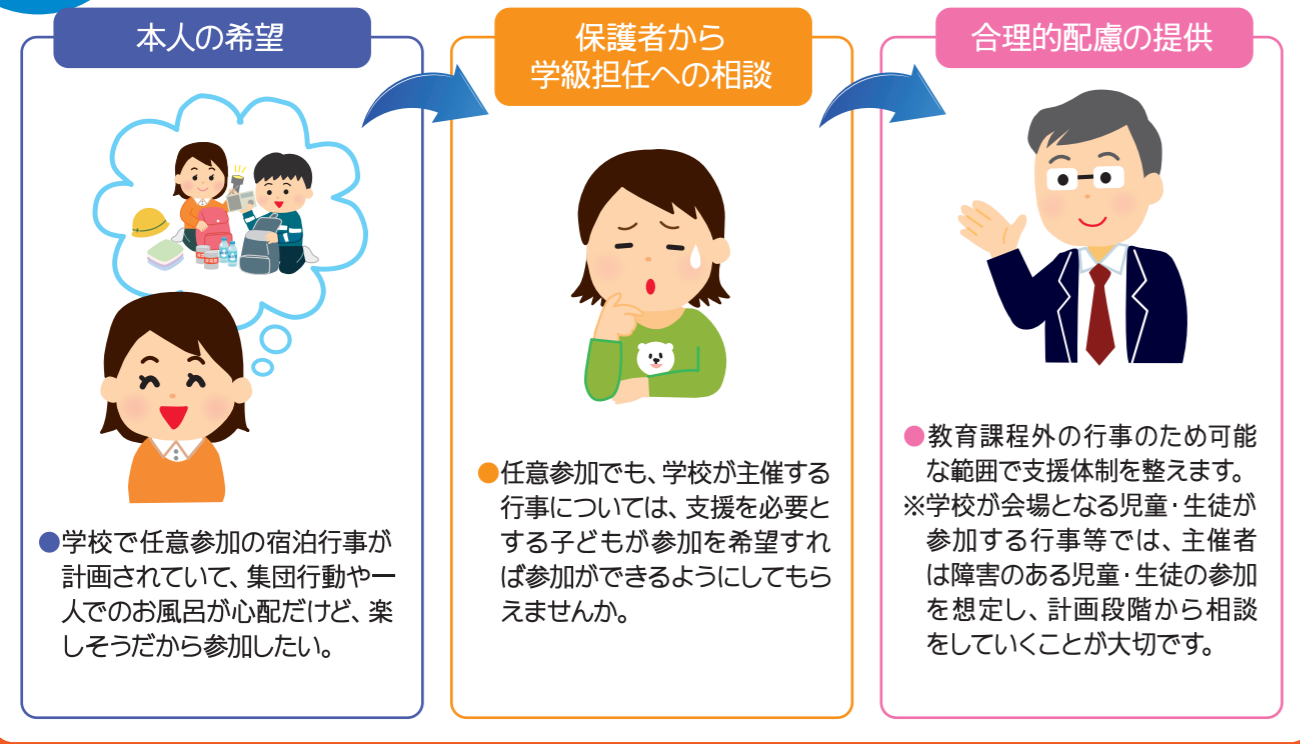
- 得意な算数は、大きな集団の中でも落ち着いて学習できるので、交流及び共同学習として、通常の学級で、多くの友達と一緒に学習させてもらえますか。

合理的配慮の提供

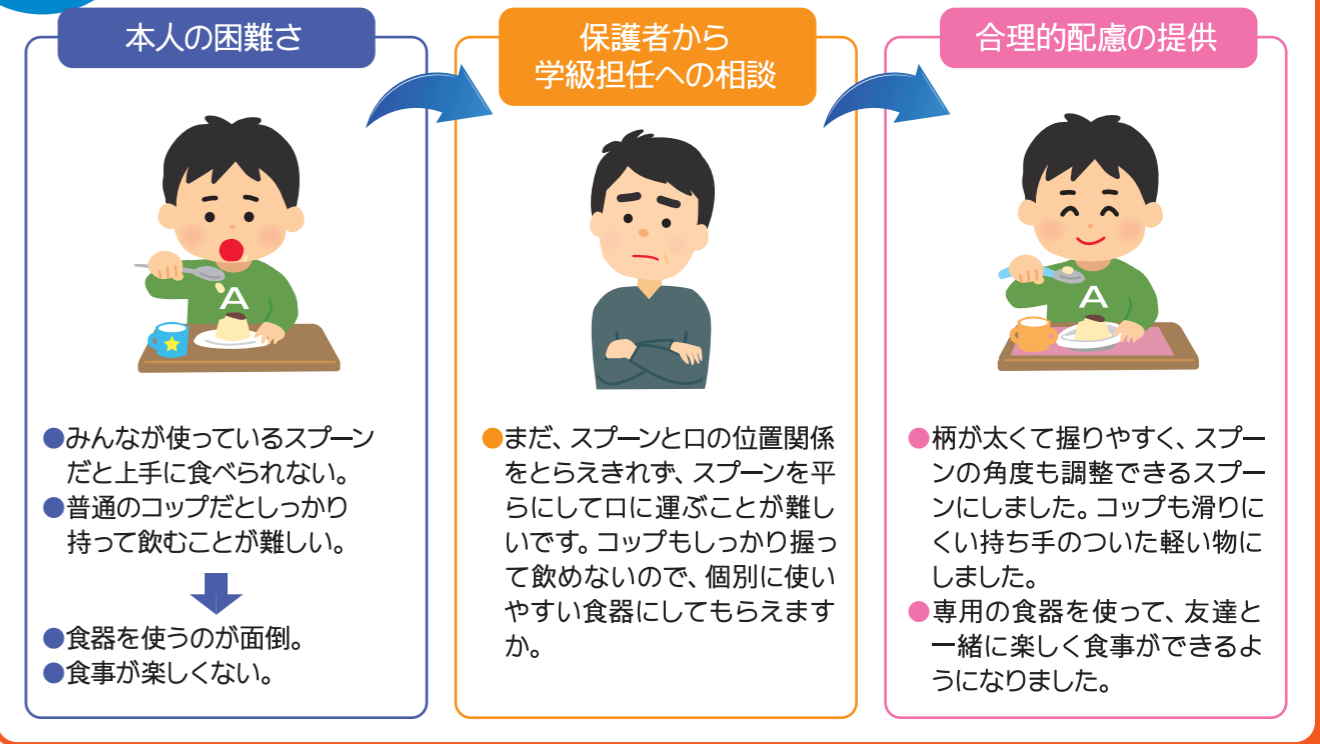


- 特別支援学級と通常の学級の担任が連絡・連携を図り、得意な算数は、交流及び共同学習として、通常の学級で学習をすることとしました。学習面と併せて多くの友達との交流も深めることができました。

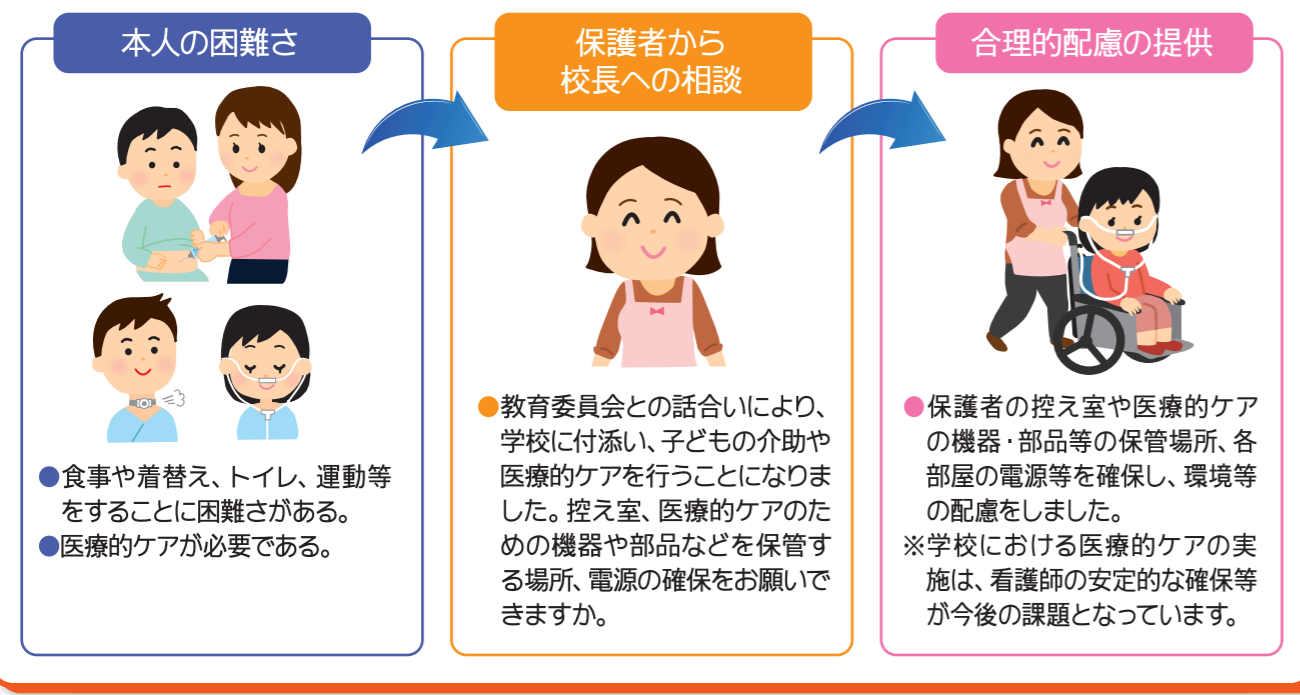
事例3 校内で開催される行事等について



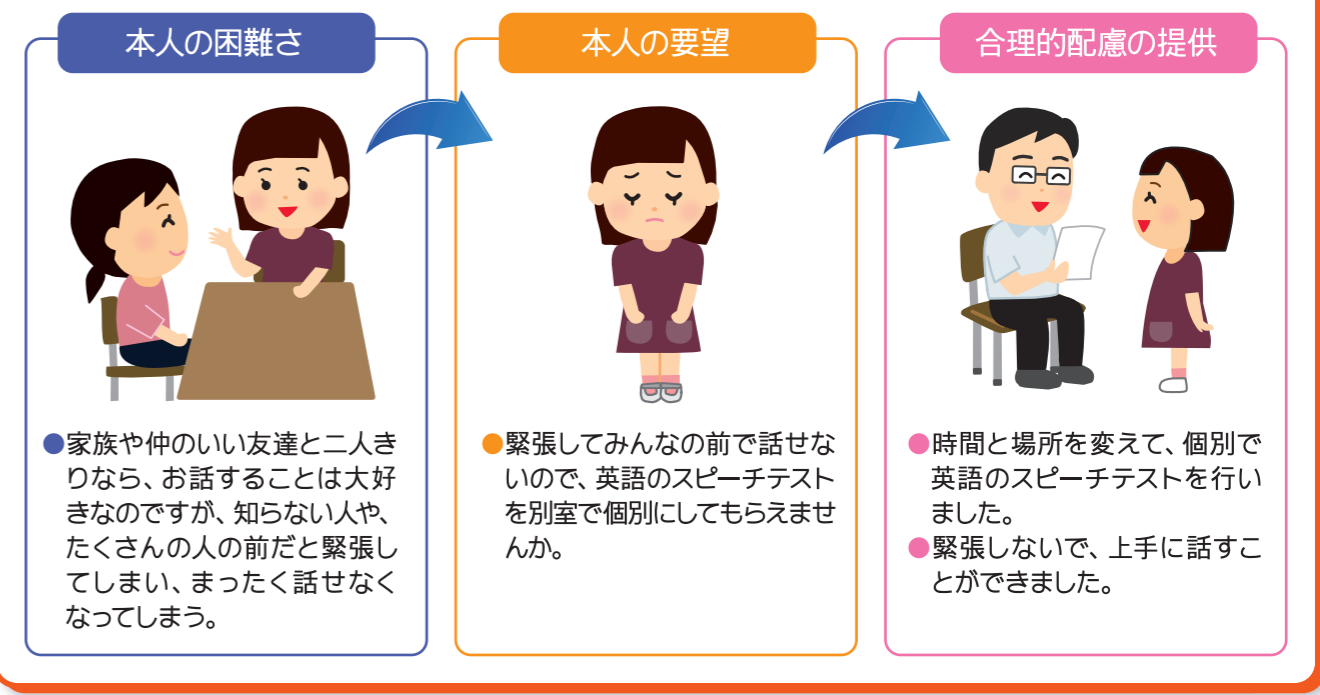
事例5 スプーン等をうまく使えない幼児に対して



事例4 医療的ケアの必要な児童・生徒の就学について



事例6 人前で話すのが苦手な児童・生徒に対して



事例 7 姿勢の保持が難しい児童・生徒に対して

本人の困難さ



- 座って同じ姿勢を保つことが難しい。
- 姿勢が崩れてしまうので、黒板を見たり、先生や友達と話したりするのが難しいし、とても疲れる。

保護者から学級担任への相談



- 姿勢の保持が難しいので、座位の保持が無理なくとれるように何か配慮してもらえませんか。

合理的配慮の提供



- 自然な形で体を保持できる肘掛のついた椅子を用意しました。
- 以前より、姿勢を楽に保持できて疲れないので積極的に授業に参加できるようになりました。

事例 9 音が聞こえにくい児童・生徒に対して

本人の困難さ



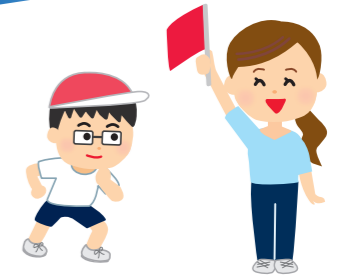
- 音が聞こえにくくて、運動会などでは、音楽や声援、号令などがまったく聞き取れません。

保護者から学級担任への相談



- 難聴があり、聞き逃してしまいます。特に徒競走の時は号令で走り出すのではなく、周りが動いてから走り出すので、いつも出遅れてしまいます。何か配慮してもらえますか。

合理的配慮の提供



- 徒競走のスタートの際に、スタートのピストルと同時に旗を振り下ろす等の視覚に訴える合図をしました。
- 旗を見て上手にスタートを切ることができました。

事例 8 読み飛ばしのある児童・生徒に対して

本人の困難さ



- 文を言葉のまとまりごとに目で追って読むことが難しい。
- 文を一文字ずつ追って読むので時間がかかってしまう。
- 単語や行を飛ばして読んでしまう。

保護者の要望



- 聞いて理解することは得意ですが、文を流ちょうに読んで理解することが難しいです。文字を目で追って読むことが難しく、飛ばし読みが多いです。何か個別の支援してもらえませんか。

合理的配慮の提供



- 例えば文節と文節の間に / を入れて読みやすくしたり、スリットの間から一行ずつ文が読める市販の補助具を活用したりしました。
- 読み飛ばしが減り、文章を正確に読めるようになりました。

事例 10 先の見通しがもちにくい児童・生徒に対して

本人の困難さ



- 今何をしているのか分からない。
 - 次に何をするのか分からない。
- ↓
- 友達の様子を見に行ったり、一人ではしゃいだりしてしまう。

保護者の要望



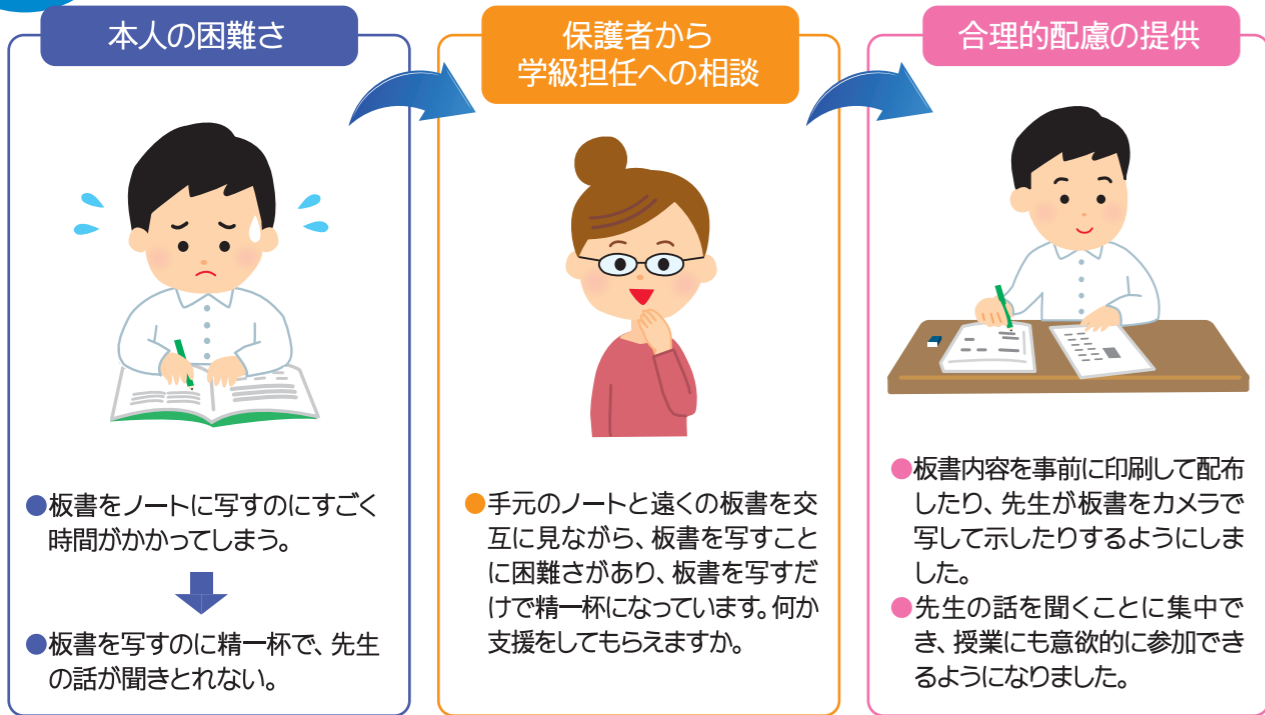
- 授業中に何をすれば良いのか分かるように、個別にそと、これからする活動内容について示してもらうことはできませんか。

合理的配慮の提供

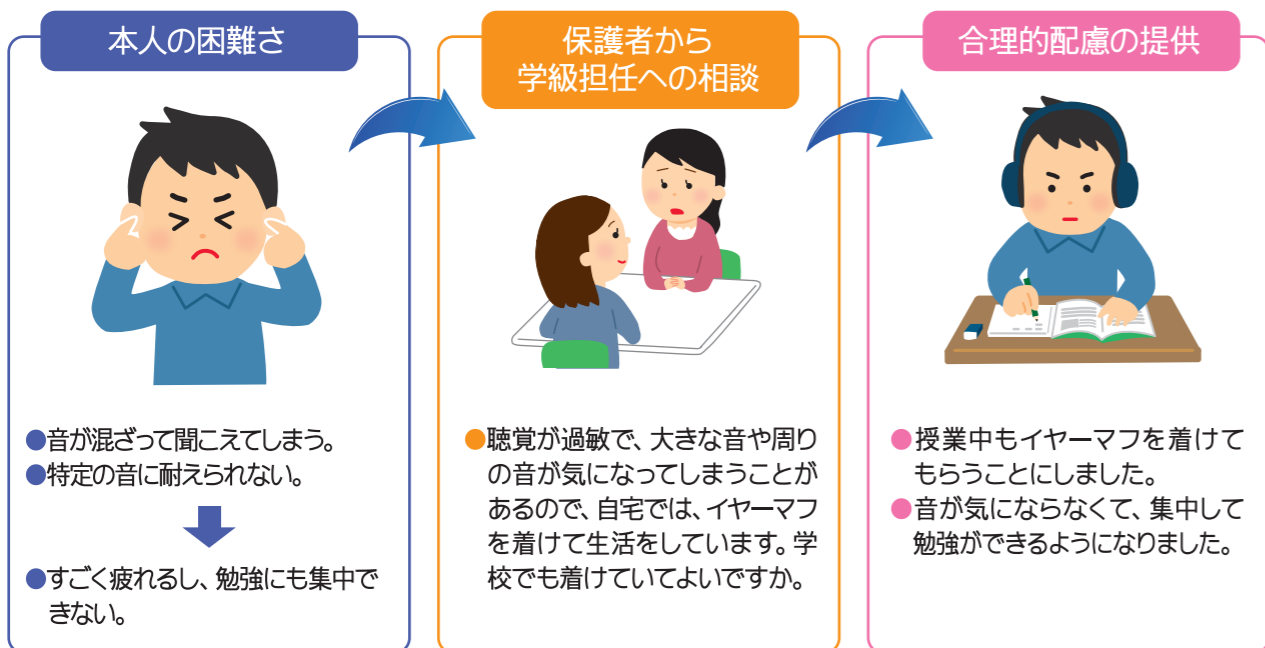


- 授業のタイムスケジュールを手元の小さなホワイトボードに書き出し、時計とあわせることで、何をやる時間なのか分かるように示しました。

事例 11 書字に困難さのある児童・生徒に対して



事例 12 聴覚が過敏な児童・生徒に対して



10 用語解説

◆インクルーシブ教育システム

人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が、教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。(障害者権利条約 第二十四条より抜粋)

インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場でともに学ぶことを追求するとともに、その時点で教育的ニーズにもっとも的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備すること、そのために通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要である。(中教審分科会報告より抜粋)

◆交流及び共同学習

共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むこと等を目的に、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒とが交流及び共同学習できる機会を設け活動を共にすること。(小学校学習指導要領より抜粋)

◆校・園内委員会

特別な支援を要する幼児・児童・生徒やその保護者に対して適切な教育や支援を行うことを目的として、各校・園に設置される組織のこと。

◆特別支援教育コーディネーター

全ての校・園において、特別な支援を要する児童・生徒やその保護者のために、校・園内の支援体制づくりの推進、校・園内の関係者及び関係機関との連携調整等を行う教職員のこと。

◆特別支援教育支援員

通常の学級に在籍している学習面及び生活面での指導に特別な支援が必要な発達障害等の児童・生徒に対して、配置される支援員のこと。

◆医療的ケア児

人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児のこと。(児童福祉法 第五十六条の六第二項より抜粋)

◆特別支援学校のセンター的機能

特別支援学校の地域における特別支援教育のセンター的役割のことで、地域の学校・園からの要請を受けて、地域の学校・園の教員への支援や特別支援教育等に関する相談・情報提供、研修協力、施設設備等の提供などを行う機能のこと。(文部科学省「特別支援教育の推進について(通知)」より抜粋)

◆ユニバーサルデザイン

調整又は特別な設計を必要とすることなく、最大限可能な範囲で全ての人が使用することのできる製品、環境、計画及びサービスの設計のこと。(障害者権利条約 第二条より抜粋)

11 参考資料

- ◆文部科学省：特別支援教育の推進について（通知）
http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/07050101.htm
- ◆外務省：障害者の権利に関する条約
https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/hr_ha/page22_000899.html
- ◆内閣府：障害者基本法
<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kihonhou/s45-84.html>
- ◆厚生労働省：地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaihashukushi/sougoushien/index.html
- ◆中央教育審議会初等中等教育分科会：共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）概要
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/attach/1321668.htm
- ◆内閣府：障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/law_h25-65.html
- ◆文部科学省：文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針の策定について
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1364725.htm
- ◆目黒区：目黒区における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領、障害者差別解消法対応ハンドブック
http://www.city.meguro.tokyo.jp/kurashi/shogai_fukushi/sabetsukaishou.html
- ◆国立特別支援教育総合研究所：インクルーシブ教育システム構築支援データベース
<http://inclusive.nise.go.jp/>
- ◆国立特別支援教育総合研究所：支援教材ポータル 特別支援教育教材ポータルサイト
<http://kyozai.nise.go.jp/>
- ◆内閣府：合理的配慮等具体例データ集 合理的配慮サーチ
<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/jirei/index.html>

目黒区立学校・園の教員向け 合理的配慮の提供事例集

平成30年10月

発行 目黒区教育委員会

編集 目黒区教育委員会事務局教育支援課

〒153-8573 東京都目黒区上目黒2丁目19番15号

電話 (03) 5722-9322

主要印刷物番号 30教-4号